

香取市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、令和5年3月31日香取市告示第100号により告示した地縁による団体の告示事項を次のとおり変更する。

令和8年6月1日

香取市長 伊藤友則



1. 変更があった団体名 寺宿区

2. 変更があった事項及びその内容

区分	変更の前後別	内容
代表者の氏名 及び住所	前	藤崎 勲 香取市佐原イ2459番地3
	後	湯浅 克雄 香取市佐原イ2590番地

3 変更の年月日

令和8年4月1日